

図書館指定管理者の運営を評価する第三者委員会について

1 第三者評価委員会についてのこれまでの議論（経緯）

平成27年

6月16日 議員提出議案として、守谷市立図書館の設置及び管理に関する条例に対する付帯決議

平成27年

12月2日 市川議員一般質問

質問：「議会の付帯決議に謳われている図書館に精通した監視機能の設置について」

回答：「守谷市図書館協議会に第三者委員会としての監視機能をお願いしたい。」

12月11日 図書館と歩む会による要望書

「指定管理による運営を評価するための第三者評価を設置してください。」

12月16日 図書館と歩む会の要望書についての回答

「現在ある図書館協議会を活用して、運営に関する様々なご意見を頂く考えです。」

平成28年

3月22日 青木議員一般質問

質問：付帯決議で第三者委員会や評価委員会を設置すると書いてある。どのように対応するのか。

回答：「図書館協議会を活用したい。5月に委員の改選があるので図書館の専門知識がある人に入っていただいて、図書館に関する意見、あるいは監視活動をしていただく考えです。」

平成29年

8月23日 守谷の図書館を考える会による陳情

「平成28年6月8日の付帯決議にある第三者評価委員会を設置し評価を行ってください。」

9月11日 総務教育常任委員会において、守谷市図書館協議会に任せるとは第三者評価にならないという意見があり。「守谷の図書館を考える会」による陳情は、総務教育常任委員会で不採択。

9月19日 市川議員一般質問

質問：「守谷市立図書館等の設置及び管理に関する条例に対する
附帯決議の図書館指定管理者の第三者評価について」

回答：「図書館の第三者評価については、現在企画課で進めている
指定管理者に対する評価（第3者評価）と図書館協議会
における評価を予定しています。図書館協議会は、これまで
図書館運営に関わってきており、専門的な視点から評価
を行うことができると考えております。」

2 図書館の設置・管理運営に関する法令・根拠

○ 図書館法（昭和二十五年四月三十日・法律第百十八号）（抜粋）

（設置及び運営上望ましい基準）

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○ 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日 文部科学省告示第172号）（抜粋）

第一 総則

三 運営の基本

- 5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- 2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、**図書館協議会**（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 図書館指定管理者の運営に対する図書館協議会の第三者評価

- 市指定の「指定管理者総合評価シート」による、平成28年度実績に基づくプレ評価（※1）結果の承認
- 「守谷市立図書館等指定管理者総合評価追加項目（案）」審議（11/2 提出）
- 指定管理者の3年間の指定期間における提案事業の進捗状況の確認
「守谷市立図書館等指定管理者事業計画表」を審議（11/2 提出）

これらにより、既に図書館等の運営の評価に着手していること、また、図書館協議会は、**図書館法の定め**や文部科学省が示す「**図書館の設置及び運営上の望ましい基準**」に合致するものであるため、図書館協議会が指定管理者の運営を評価する第三者委員会として、評価を担うことが適当と考えます。

※1 企画課が作成した指定管理者のモニタリングマニュアル（平成30年度から実施予定）で作成した評価シートを使用して試験的に評価したもの。

4 今後の予定について

別紙スケジュールのとおり